

自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定

自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続自由金利型定期預金（M型）〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) この預金の継続後の期限前解約利率は、継続日における当行所定の期限前解約利率とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（継続後の預金については前記1（2）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型3年定期預金（M型）」という。）、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型4年定期預金（M型）」という。）および預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型5年定期預金（M型）」という。）の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができません。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 自由金利型2年定期預金（M型）、自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金(以下「中間利息定期預金」という。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。
- 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
- ③ 自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)の中間払利息は、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ④ 自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)を複利型とした場合の利息は、前記③にかかわらず、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れて自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)に継続します。
- ⑤ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後のそれぞれの応当日を満期日としたこの預金の利息を、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記(1)および(2)にかかわらず次によります。
- ① 利息の支払いが1か月ごとの場合
- 預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
- ② 利息の支払いが2か月ごとの場合
- 預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
- ③ 利息の支払いが3か月ごとの場合
- 預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
- ④ 利息の支払いが6か月ごとの場合
- 預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。ただし、前記①から④による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印

章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記（3）による利息が支払われている場合には、その支払い額（中間払利息または前記（3）による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と次の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×40%
G 3年以上5年未満	約定利率×70%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
G	3年以上4年未満	約定利率×50%
H	4年以上5年未満	約定利率×70%

(6) (5)①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

(7) 複利型の預金については、預入日から6か月経過後はこの預金の一部を1万円以上1円単位で解約することができます。この場合は前記(5)②から④までの期限前解約利率によって計算し、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

(8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 中間利息定期預金

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし（証書の場合は、預金証書を発行しないこととし）、次により取扱います。

① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（証書）とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記(2)②にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし

て、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

〔自由金利型定期預金 (M型)〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期等

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に、利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とし、単利の方法により計算するこの預金および利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金するとし、単利の方法により計算するこの預金については、利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、

中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後のそれぞれの応当日を満期日としたこの預金の利息を、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記①および②にかかわらず、次によります。

A 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの利息を預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金（証書）とともに支払います。

D 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、前記AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数

について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記（1）③による利息が支払われている場合には、その支払い額（中間払利息または前記（1）③による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と次の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上4年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| G 3年以上5年未満 | 約定利率×70% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| H 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

(4) (3) ①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

- (5) 複利型の預金については、預入日から6か月経過後はこの預金の一部を1万円以上1円単位で解約することができます。この場合は前記(3)②から④までの期限前解約利率によって計算し、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 中間利息定期預金

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし（証書の場合は、預金証書を発行しないこととし）、次により取扱います。
- ① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（証書）とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（証書）とともに提出してください。

4. 自動解約式の通帳等の効力

前記1の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ（証書）は無効になります。

5. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあると

きには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。